

生活支援通所型サービス運営規程

(中田デイサービスセンター)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 仙台ビーナス会が開設する中田デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う生活支援通所型サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定め、要支援 1、要支援 2、事業対象者に対し適切な生活支援通所型サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の支援員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう生活全般にわたる支援を行う。
また、生活機能の維持、向上及び地域社会参加への促しを目指すものとする。
2 事業所の支援員等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービス業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4 前項のほか、仙台市が定める基準及びその他関係法令の内容に遵守し、総合事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 中田デイサービスセンター
- 2 所在地 仙台市太白区西中田 2 丁目 23 番 5 号

(職員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（介護福祉士）
管理者は、事業所の職員を指導監督し、事業に関わる業務管理を一元的に行う。また、従業者指導、関係機関との連携等に係る業務を行う。
生活支援通所型サービスの利用申込みに係る調整、個別サービス計画の作成、説明等を行う。
- 2 支援員等
介護福祉士 3名（常勤職員 管理者兼務）
①支援員等は、個別サービス計画に基づき、生活支援通所型サービスの提供にあたる。
②利用者の送迎業務
- 3 その他の従業者 1名（非常勤）
①利用者の送迎業務

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
- 2 サービス提供時間 14時30分から16時30分までとする。

(生活支援通所型サービス)

第6条 生活支援通所サービス内容は次のとおりとする。

- ・介護予防セミナー
- ・趣味活動
- ・地域活動

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は7名とする。

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

利用料の額は、仙台市が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領のサービスである時は、本人負担分の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、仙台市太白区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護サービス利用について次の事項を遵守しなければならない。

- 1 自分ので出来ることは、積極的に自分でするように努めること。
- 2 他者との良好な関係性を築き、楽しい生活が出来るように心掛けること。
- 3 頭痛、風邪等体調不良の場合は、無理をして利用しないこと。
- 4 サービス利用中は、必ず支援員の指示に従い、勝手な行動は慎むこと。
- 5 タバコの喫煙は、施設内で定めた場所で喫煙すること。
- 6 送迎の際は、必ず職員の誘導に従い乗降すること。リフト乗降中は危険な為、不必要に身体動かさない。また大声は出さないこと。
- 7 施設内及び送迎車の中で、政治・宗教活動は行わないこと。
- 8 その他、管理者及び職員の指示に従うこと。

(緊急時及び事故発生時等に於ける対応方法)

第11条 事業の提供等に緊急時及び事故等が発生した場合は、次のとおり対応する。

- 1 支援員等は、サービスを実施中に利用者の病状による急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- 2 管理者は、上記の事故が発生した場合は内容を全て記録すると共に、直ちに家族との連絡を取り、症状などの説明及び報告を行う。また、当該利用者に係る地域包括支援センター等に状況を報告する。
- 3 送迎中に交通事故等が発生した場合は、センターに事故内容を報告すると共に、警察及び救急車の要請の有無についても報告する。

管理者は、直ちに警察及び救急車の要請を行うと共に、関係施設の看護師

等の応援部隊を現場に派遣し必要な措置を講じる。

- 4 上記の事故等が発生した場合は、速やかに該当する市町村の関係課に連絡を取り、必要な措置を講じる。
- 5 利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

- 第 12 条 1 管理者は、非常災害に備え防災計画を立て、定期的に避難、救出訓練を実施するものとする。
- 2 特に、火災の防止に当たっては、防火管理者を置き、消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとする。

(衛生管理等)

- 第 13 条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第 14 条 (衛生管理及び感染症対策)

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に(おおむね6か月に1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

- 第 15 条 1 事業所は通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
- 一 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - 二 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

- 第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)を定期的に開催

- するとともに、再発防止策について職員に周知徹底を図るものとします。
- 2 虐待防止のための指針の整備をします。
 - 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - 5 センターはサービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 1 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第18条 事業所は、利用者の個人情報を保護する為、取得する情報は利用目的の達成に必要な限度において行うこととし、また利用者の個人情報の外部への開示又は提供は事前に本人の同意を得ることなく行わないものとする。
- 関係職員であったものは、業務上知り得た利用者及び家族の秘密事項を保持するとともに当該個人情報を「個人情報誓約書」に従い遵守するものとする。

（苦情処理）

- 第19条 事業所は、利用者又は家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置するとともに、担当者を配置して事実関係の調査、改善措置及び利用者又はその家族等に対する説明や記録の整備等必要な措置を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

- 第20条
- 1 事業所は、事業所職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。
 - 2 事業所は事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
 - 3 総合事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 4 事業所は総合事業を廃止又は休止する際には、利用者を次のサービスへ引き継ぐものとする。
 - 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人仙台ビーナス会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

1. この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規定は、平成 29 年 8 月 31 日に一部改定し、平成 29 年 9 月 26 日より施行する。
3. この規定は、平成 29 年 12 月 31 日に一部改定し、平成 30 年 1 月 1 日より施行する。
4. この規定は、令和 2 年 3 月 21 日に一部改訂し、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
5. この規定は、令和 6 年 3 月 31 日に一部改訂し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。